

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業の実証事業実施要領

平成 31 年 3 月 6 日 日鶏 30 発第 989 号

第 1 趣旨

昨年の環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉の大筋合意を踏まえ、国産畜産物等の競争力を強化し、需要フロンティアの開拓を図ることにより、攻めの農林水産業を推進することが必要となっている。

また、近年、安全・安心な国産畜産物等を原材料とすることにより、商品の高付加価値化・差別化を図ろうとするレストランや小売店、食品製造業者等が増加している。

このため、一般社団法人 日本養鶏協会（以下「協会」という。）は、「外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2361 号。以下「実施要綱」という。）、「外食産業等と連携した需要拡大対策事業補助金交付要綱」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2356 号。以下「交付要綱」という。）及び「外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業実施要領」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 1524 号。以下「実施要領」という。）に基づき、国の補助を受け、新商品の開発、製造等を可能とする製造加工技術の開発等に係る事業を実施するものとする。

本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、実施要綱、交付要綱、実施要領及びこの要領に定めるところによる。

第 2 事業対象畜産物等

本事業の対象となる畜産物の品目は、国産の牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵若しくは畜産副産物又は牛乳乳製品並びにこれらを主な原料とする加工品（以下「国産畜産物等」という。）を原料の一部とし、国産畜産物等の需要を創出するものとして製造されたものとする。

第 3 外食・加工業者等の要件

本事業を実施する畜産物等を取り扱う外食・中食・加工業者等（以下「外食・加工業者等」という。）の要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 産畜産物等の加工等を行う事業者であって、これらを使用した新規性のある商品を開発及び製造すること。
- 2 安定的に国産畜産物等を原料として供給できる能力のある生産者（地域の平均飼養規模を超える者又は今後 5 年間でこれを超えようとする計画を有する者）又は生産者団体等（以下「畜産経営体等」という。）との間で原料の供給契約（以下「原料供給契約」という。）を本事業の実施年度中に締結することを基本とする。

この場合において、原料供給契約の期間は、補助金交付の翌年度からおおむね 5 年

又は導入する機械の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）のうち、いずれか短い期間とし、契約の内容は毎年度更新することができる。なお、原料供給契約は、生産者と締結する場合にあっては、複数の生産者との締結を基本とする。

- 3 国産畜産物等の需要拡大を図る観点から、本事業により開発した技術・機械等を利用して製造した製品について、国産畜産物を使用する場合には、その旨を製品の包装等に表示すること。この場合において、当該表示に当たっては食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）等の関係法令又はガイドライン等の規定に違反してはならないこと。
- 4 本事業により開発した技術・機械等を利用して製造した製品は、以下の両方を満たすこと。なお、既存の類似品を製造していない外食・加工業者については、（2）のみを満たすこと。
 - (1) 本事業により開発した技術・機械等を利用して製造した製品については、外食・加工業者等が製造する既存の類似品と比べ、使用される畜産物原料のうち国産の割合を 1 割以上増やすよう努めること。
 - (2) 本事業により開発した技術・機械等を利用して製造した製品における、国産畜産物等の使用割合については、以下の要件を満たすよう努めること。
 - ア 鶏卵を主たる原料とする製品については、畜産物原料に占める国産畜産物の割合が 9 割を超えること
 - イ 鶏肉及び鶏由来副産物を主たる原料とする製品については、畜産物原料に占める国産畜産物等の割合が 5 割を超えること
 - ウ その他の国産畜産物等を主たる原料とする製品については、畜産物原料に占める国産畜産物等の割合が 5 割を超えること

第4 事業の内容等

協会は、第3の要件を満たす外食・加工業者等が行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。ただし、外食・加工業者等は3のイの事業を実施する計画を有しているものとする。

なお、協会は、外食・加工業者等が以下の 3 に必要な機械をリース方式により導入する場合、当該機械の貸付者（協会又は協会会長が指定する貸付主体）に対し、支払う貸付料の負担軽減を図るものとし、協会自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械の取得に必要な費用の一部について助成する。

- 1 検討会の開催
技術・機械等の開発のための検討会の開催
- 2 市場調査の実施
技術・機械等の開発のための市場調査の実施
- 3 技術・機械等の開発等
 - ア 技術の開発
 - イ 技術の開発に必要な機械の改良、新たに開発した機械の導入・設置
 - ウ アの事業により開発した技術を用いた試作品の製造
 - エ イの事業により導入又は改良した機械で製造した加工品の原料原産地表示に必要

な機器等のリース

4 試作品のプロモーション

ア 3のウで製造した試作品のPRパンフレットの作成、インターネットサイトの制作、SNSを活用した情報発信等

イ 3のウで製造した試作品を用いた試食会の開催、商談会への出展等

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。ただし第4の3に掲げる事業の補助対象経費は、別表1に掲げるもののほか、別表2に掲げるものとする。

また、事業の一部について他の者に委託して行う場合には、次の事項を事業実施計画に記載しなければならない。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

2 留意事項

(1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その整理に当たっては、別表1及び別表2の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。

(2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の補助の対象としない。

(3) 第4の技術は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

ア 新商品を製造するために必要な技術

イ 他分野では確立しているが、畜産分野では十分に普及していない技術

ウ 技術的には確立しているが、工業化されていない技術

(4) 外食・加工業者等は、第4の3に掲げる事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

ア 機械の設置及び運営に必要な資金を確実に確保すること。

イ 機械の運営及び管理に当たる責任者を配置するとともに、適正な業務執行体制を確保すること。

ウ 本事業に係る計画に見合った適切な規模の整備内容とすること。

(5) 需要の変化による売上げの減少等やむを得ない事情により、本事業により導入又は改良した機械を使用した新商品の製造を中止する場合は、第3の1、3及び4の要件を満たす代替商品の製造に努めることとする。

(6) 第4の3のイに掲げる事業で導入する機械は、新品、新設又はリースによるものとする。なお、リース方式により機械を導入する場合の貸付対象機械は、貸付者がリース物件として貸付可能なものとする。

また、単なる既存機械の更新整備は、補助の対象外とする。

(7) 国産畜産物等の需要拡大を図る観点から、第4の3のイに掲げる事業により機械の導入又は改良（リース方式による導入を含む。）を行った場合、当該機械の法定

耐用年数又は貸付期間の満了時までは、原料供給契約の契約期間の満了後であっても、当該機械を使用する場合は国産畜産物等を使用した商品の製造に努めることとする。

- (8) 補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、交付要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、協会に届け出なければならない。
- (9) 外食・加工業者等は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすること。
- (10) 外食・加工業者等は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第1号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第6 補助率

本事業の補助率は、別表3に掲げるとおりとする。

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から平成31年3月31日までとする。
なお、実施要領の定める期間に変更があった場合は、これに準ずるものとする。

第8 事業の実施

1 事業の公募

- (1) 協会は、本事業の実施に当たり、外部有識者等で構成する公募選定委員会を設置し、外食・加工業者等を公募により採択するものとする。
- (2) (1)の公募を受けて、外食・加工業者等は、別記様式第2号を用いて事業実施計画を作成し、協会に提出するものとする。
- (3) 公募選定委員会は、外食・加工業者等が第2の要件に合致するか、外食・加工業者等から提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。
- (4) 協会は、(3)の審査の結果、適切と判断された事業実施計画については、当該事業実施計画を作成した外食・加工業者等に対し、審査の結果を通知するものとする。
- (5) 外食・加工業者等は、以下に該当する計画の変更を行う場合は、別記様式第2号により計画変更承認書を作成し、協会会長の承認を受けるものとする。

ア 事業の追加、中止又は廃止

イ 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更

ウ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

エ 第4の1から4までの経費の相互におけるそれぞれの経費の3割を超える増減

2 リース方式による機械の導入の支援

- (1) 外食・加工業者等が貸付主体を選定するに当たっては、協会が指定する貸付主体の中から行うものとする。
- (2) 貸付主体は、外食・加工業者等とのリース契約に際し、業務が貸付期間内に遂行できなくなった場合、貸付対象機械の貸付期間内において、同条件で他の貸付主体を通じて事業が継続できるための措置を担保するよう努めるものとする。
- (3) リース方式による機械の導入方法は次のいずれによるものとする。

ア 外食・加工業者等が貸付主体から借り受ける場合

協会は、外食・加工業者等が第4の3のイ及びエに掲げる事業に係る機械をリース方式により導入する場合には、外食・加工業者等が貸付主体から借り受ける機械の取得価格のうち2分の1以内の金額について、貸付主体を通じて外食・加工業者等を助成する。

イ 外食・加工業者等が協会から借り受ける場合

協会は、外食・加工業者等が借り受ける機械の取得価格のうち2分の1以内の金額について、協会による貸付を通じて外食・加工業者等を助成する。

- (4) 貸付対象機械の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

ア 貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を移転する場合

貸付対象機械の貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械については60%、1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、貸付者が貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を外食・加工業者等に移転することを前提に、貸付者が別に定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合には、貸付対象機械は、法定耐用年数に達するまで所有権が移転した外食・加工業者等において適正に使用するものとする。

イ 貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を移転しない場合

貸付対象機械の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、貸付期間の終了後における貸付対象機械の取扱いについては、貸付者が別に定めるものとする。また、再リースを行う場合には、貸付者は当該貸付対象機械の購入に要する経費の一部が本事業により補助されたものであることを踏まえ、再リース料を設定するものとする。

- (5) 貸付期間の終了後における貸付対象機械の所有権の移転

貸付者は、貸付対象機械について、(4)に基づく貸付期間の終了後における適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により外食・加工業者等に当該機械の所有権を移転することができるものとする。

- (6) 貸付料の基準

ア 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機械の所得価格（消費税及び地方消費税を除く。以下、この号に同じ）に2分の1を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械の貸付期間で除して得た額とする。

イ 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約時において貸付者が別に定める額とする。

ただし、貸付者は、附加貸付料等を定めるに当たっては、協会から貸付対象機械の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

(7) 途中解約の禁止

外食・加工業者等は、貸付期間中のリース契約の解約を行うことはできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合には、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として外食・加工業者等が貸付者に支払うものとする。

(8) 補助金の返還

協会は、貸付対象機械の貸付期間中において、外食・加工業者等又は貸付主体から当該機械の利用状況の報告を受け、把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるとときは、外食・加工業者等に対して助成相当額の全部若しくは一部の納付又は貸付主体に対して補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

- ア リース契約を解約し又は解除したとき
- イ 外食・加工業者等が経営を中止したとき
- ウ 貸付期間中に借り受けた機械が消滅し又は消失したとき
- エ 交付申請書等に虚偽の記載をしたとき
- オ リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき
- カ 変更の届出、報告等を怠ったとき

(9) リースの決定及び契約

外食・加工業者等は、第 10 の 2 に示す交付決定通知を受けた後、貸付者との間でリース契約手続きを開始するものとする。なお、リース契約には貸付対象機械の本体価格と補助金額を明記するものとする。

また、貸付者は、外食・加工業者等との間でリース契約を締結するに当たり、事業の中止等を含め、補助金の返還を担保できる措置を契約内容に盛り込むことができるものとする。

3 事業の委託

外食・加工業者等は、本事業の一部を協会会長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

第 9 事業の着手

事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

第 10 申請手続き等

1 申請手続き

(1) 公募選定委員会による審査の結果において承認との結果の通知を受けた外食・加

工業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式第3号により作成し、協会に正副2部を提出するものとする。

(2) 外食・加工業者等は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない外食・加工業者等については、この限りでない。

2 交付決定の通知

協会は、1の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、外食・加工業者等に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

3 申請の取り下げ

外食・加工業者等は、申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を協会に提出しなければならない。

第11 事業の成果目標

- 1 外食・加工業者等は、別記様式第2号の事業実施計画において、本事業の成果目標を定めるものとし、本事業の成果目標は、本事業に取り組む外食・加工業者等が取り扱う国産畜産物等の年間使用量とする。
- 2 本事業の成果目標の目標年度は、当該事業の実施年度の翌年度から起算して5年後までの各年度とする。

第12 事業実施状況の報告

1 機械に係る実施状況報告

外食加工業者等は、本事業により導入又は改良した機械について、本事業の実施年度の翌々年度から原料供給契約の期間中は、毎年度、別記様式第4号により実施状況報告書を作成し、5月31日までに協会に提出するものとする。ただし、原料供給契約が5年未満である場合、報告の期間は当該事業の実施年度の翌年度から起算して5年後までとする。

2 補助金事業遂行状況報告

外食・加工業者等は、補助金の交付決定のあった年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第5号により補助金事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月15日までに正副2部を協会に提出して行うものとする。ただし、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

第13 事業の評価

外食・加工業者等は、事業の自己評価及びその報告について、第12の2の目標年度の翌年度の6月末日までに別記様式第7号により協会に報告するものとする。

第14 事業遅延の届出

外食・加工業者等は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を協会に提出しなければならない。

第15 概算払請求

外食・加工業者等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第8号の概算払請求書正副2部を協会に提出しなければならない。

第16 実績報告

- 1 本事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月2日のいずれか早い日までに、別記様式第9号による実績報告書正副2部を協会に提出しなければならない。なお、リース方式により機械を導入した場合は、リース契約書の写しを添付すること。
- 2 第10の1の(2)のただし書により交付の申請をした外食・加工業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第10の1の(2)のただし書により補助金の交付の申請をした外食・加工業者等は、1の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した外食・加工業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号の消費税相当額報告書により速やかに協会に報告するとともに、協会の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により協会に報告しなければならない。

第17 補助金の額の確定

- 1 協会は、第16の1の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該補助金の額を確定し、外食・加工業者等に通知する。
- 2 協会は、外食・加工業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 18 交付決定の取消し等

- 1 協会は、第 8 の 1 の (5) の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 10 の 2 の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 外食・加工業者等が、法令、この要領等又は法令若しくはこの要領等に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 外食・加工業者等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 外食・加工業者等が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 協会は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 協会は、1 の (1) から (3) までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2 の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第 17 の 3 の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の補助金」とあるのは、「2 に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付」と読み替えるものとする。

第 19 機械の管理運営

- 1 本事業により機械を導入又は改良（リース方式による導入を含む。）を行った外食・加工業者等は、管理運営規程を定め、当該機械の法定耐用年数の満了時までは、善良なる管理者の注意をもって当該機械を管理するものとする。
- 2 外食・加工業者等が本事業において購入した機械の所有権は、外食・加工業者等に帰属する。ただし、リース方式により機械を導入した場合には、当該機械の所有権については、第 8 の 2 の (5) に規定する場合を除き、貸付者に帰属する。
- 3 本事業により導入又は改良した機械については、本体や看板等への表示により、本事業によって導入又は改良した旨を明記するものとする。
- 4 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第 20 財産処分の制限

- 1 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の規定により農林水産大臣が定め

る財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 外食・加工業者等は、処分制限期間において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ協会に届出て、許可を受けなければならない。
- 4 第19の4の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

第21 補助金の経理

- 1 外食・加工業者等は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。
- 2 外食・加工業者等は、前項の収入及び支出について規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業の実施年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第22 事業費の低減

外食・加工業者等は、本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動及び機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第23 情報の取扱い

協会が設置する公募選定委員会の委員及び外食・加工業者等に対し助言指導する専門家は、本事業の実施に当たって知り得た外食・加工業者等の開発する技術等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第24 開発された技術の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、公募による選定後に協会を通じ、国に提出することを条件に、外食・加工業者等に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。

- 1 成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。
- 2 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、特に必要があるとして国が要請する場合、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

4 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得ること。

第 25 収益納付

1 外食・加工業者等は、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式第 12 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の実施年度の翌年度から起算して 3 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月末までに協会に報告するものとする。ただし、国が、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間が延長されるものとする。

2 国は、1 による報告に基づき、外食・加工業者等が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、協会に納付を命じることができるものとする。

なお、納付額は、次の算定により算定した額とする。

納付額 = (収益の累計額 - 補助事業の自己負担額) × 補助金総額 / 補助事業に関連して支出された費用の総額 - 前年度までの納付額

(1) 式中の「収益の累計額」の「収益」とは、補助事業に係る商品の営業利益(売上額 - 製造原価 - 販売管理費等)をいう。

(2) 式中の「補助事業に関連して支出された費用の総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該商品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間とする。ただし、納付を命じができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、国は、特に必要と認める場合は、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第 26 報告

外食・加工業者等のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人にあっては、別記様式第 13 号により、補助金等支出明細書を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の 6 月 30 日までに農林水産大臣に報告するものとする。

第 27 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、協会会长が別に定めるものとする。

附 則 (平成 31 年 3 月 12 日付け 30 生畜第 1599 号農林水産省生産局長承認)

この要領は、生産局長の承認のあった日(平成 31 年 3 月 12 日)から施行する。

別表1

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	本事業を実施するため に直接必要な会議等を開 催する場合の会場費とし て支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するため に直接必要な郵便代、運 送代として支払われる経 費	・切手は物品受払簿で管理 すること。
	借上費	本事業を実施するため に直接必要な事務機器、 実験機器、加工用機械等 の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するため に直接必要な資料等の印 刷費として支払われる経費	
	資料購入費	本事業を実施するため に直接必要な図書、参考 文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く 一般に定期購読されている ものは除く。
	情報発信費	本事業を実施するために 直接必要なポスター、チラ シ等の作成・配布等に係る 経費	・ホームページ制作に当たっ ては、開設の際の制作費用 の支出の効果が1年以上及 ばない場合に限る。
	原材料費	本事業を実施するため に直接必要な試作品の開 発や試験等に必要な材料 にかかる経費	・原材料は物品受払簿で管 理すること。
	消耗品費	本事業を実施するため に直接必要な以下の物品 にかかる経費 ・短期間（本事業の実施 期間内）又は一度の使 用によって消費され、 その効用を失う少額の 物品 ・CD-ROM等の少額 (3万円未満)の記録媒 体	・消耗品は物品受払簿で管 理すること。

		・試験等に用いる少額（3万円未満）の器具等	
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために直接必要な資料の収集、各種調査、打合せ、成果発表、会議等の実施に必要な経費	
謝金		本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業に係る補助金の交付の目的である事業の一部分（例えば、事業推進会議の開催等）を他の者（応募団体が民間企業の場合にあっては、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹をなす業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等を行う経費	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
備品費		本事業を実施するため	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が 50 万円以上の

		<p>に直接必要な試験・調査備品の経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<p>機器及び器具については、見積書（原則3社以上の場合とし、該当する設備・備品を1社しか扱っていない場合を除く）やカタログ等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定耐用年数を満了するまでは、善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合には、使用・管理に関する契約を締結すること。
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料等	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な契約書に貼付する印紙の経費	

上記の経費であっても、次に掲げる場合には、補助対象経費とは認めないものとする。

- 1 本事業の補助を受けて作成した試作品及び商品説明資材を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合

別表 2

補助対象経費第3の2の(3)に掲げる事業のみ

費目	細目	内容	注意点
事業費	整備費	本事業を実施するため に直接必要な機械・設備 の開発・改良、導入・設置 等に係る経費	<p>1 整備対象となる機械・設備については、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 商品の製造量に見合った能力・規模を有すること。</p> <p>(2) 技術・機械等を開発するため必要であって、実証事業計画において、加工等を行う旨が記載されていること。</p> <p>2 開発・改良した機械の導入・設置は、原則として、1事業者当たり1件とする。</p>

別表 3

事業内容	補助対象経費	補助率
技術・機械開発等 実証事業	1 検討会の開催 2 市場調査の実施 3 技術・機械等の開発等 4 試作品のプロモーション	定額 定額 1／2以内 定額

別記様式第1号（第5の2の（10）関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

〔外食・加工業者〕 殿

所 在 地
会 社 名
代表者氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第2号（第8の1の（2）及び（5）関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人日本養鶏協会

会長 斎藤 利明 殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

印

平成30年度外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業実施計画
の（変更）承認申請について

平成〇〇年度において、下記のとおり外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業を実施したいので、外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業の実証事業実施要領（平成28年2月26日付け日鶏27発第663号）第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		国費 補助金	その他 ()	
技術・機械開発等実証事業 (1) 検討会の開催 (2) 市場の調査 (3) 技術・機械等の開発等 (4) 試作品のプロモーション 合 計	千円	千円	千円	

注：事業の一部を他の者に委託して実施する場合には、委託先及び委託費を備考欄に記入すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別記様式第2号 別添

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業実施計画書

1 事業計画概要

(1) 本事業の対象となる畜産物

1 鶏肉	2 鶏卵
------	------

注：本事業の対象となる品目を円で囲むこと。

(2) 本事業により取り組む技術開発等

ア 開発する技術の分類及び件数
① 新商品を製造するために必要な技術
② 他分野では確立しているが、畜産分野では十分に普及していない技術
③ 技術的には確立しているが、工業化されていない技術
イ 本事業により取り組む製造加工技術
(例) 1 △△△を製造工程における□□□の装置について改修を行い、××とする。 2 ... 【図解（機械等）】
ウ 本事業により開発した技術による製品
(例) 1 これまで存在しなかった○○という特徴を持つ△△△を製造する技術 2 ... 【図解（製品等）】

エ 本事業により開発した技術による製品の原料構成割合

(例)

- 1 国産鶏肉90%、副資材10%
- 2 国産鶏肉50%、輸入鶏肉30%、副資材（パン粉、香料等）20%

オ 既存の類似品の原料構成割合

(例)

- 1 輸入鶏肉70%、国産鶏肉20%、副資材10%
- 2 輸入鶏肉80%、副資材（パン粉、香料等）20%

注1：アの欄は、本事業において開発に取り組む技術が該当するものについて円で囲むこと。

注2：イの欄は、本事業において開発に取り組む技術をどのように開発するか具体的に記述すること。

注3：ウの欄は、本事業により製造が可能となる新商品を記載すること。

注4：エ及びオの欄は、国産畜産物の使用割合を明記し、オの欄の「既存の類似品」とは、外食・加工業者等が既に製造しているものであって、本事業により技術開発を行うにあたり基礎となる製品をいう。

5：イからオの欄は、複数の製造加工技術の開発が見込まれる場合には、それぞれに対応した番号を付し、全て列記すること。

(3) 畜産物の原料供給契約

ア 畜産物の原料供給契約を締結する畜産経営体等件数

	1 鶏肉	件
	2 鶏卵	件

イ 契約数量（年間、トン）

	1 鶏肉	
	2 鶏卵	

(4) 成果目標

成果目標の具体的な内容	計画時 H○年	1年後 H○年	2年後 H○年	3年後 H○年	4年後 H○年	5年後 H○年
-------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

(例) 本事業で開発した技術による製品と同じ分類の加工品の原料として取り合う以下の国産畜産物の使用量を5年間で10%向上						
1 鶏肉						
2 鶏卵						

注1：「1年後」とは、事業実施年度の翌年度を指す。

注2：成果目標については、国産畜産物の需要拡大を図る観点から、国産畜産物の使用量を5年間で10%以上向上させる目標値を設定すること。

注3：「本事業で開発した技術による製品と同じ分類の加工品の原料」とは、例えば、本事業により製造加工技術の開発を行った上でソーセージの新商品を開発した場合、当該外食・加工業者等が製造するソーセージ（既に製造・販売している商品を含む。）の原料となる鶏肉を指す。

（5）生産者の飼養規模等（生産者と直接契約を締結する場合）

生産者名	
畜種	
飼養頭数（羽数）	
5年後（平成 年）の飼養計画頭数（羽数）	
地域の1戸あたりの平均飼養頭数（羽数）	
地域名	
契約締結予定期	

注：契約する生産者について記載し、契約する生産者毎に上記の表を作成すること。

2 事業内容訳

(1) 検討会の開催

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

注1：事業内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること
(作成資料、配布先、配布数量など)。

注2：備考欄には、積算基礎等を記載すること。

(2) 市場の調査

調査内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

注1：調査内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること
(調査対象など)。

注2：備考欄には、積算基礎等を記載すること。

(3) 技術・機械等の開発等

事業内容	事業費	負担区分		開発計画 の概要	備 考
		国費 補助金	その他 ()		
	円	円	円		

(うちリースに要する経費)	円	円	円		
計					

注1：事業内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。
 (開発する技術、機械など)。

注2：備考欄には、積算基礎等を記載すること。

(4) 試作品のプロモーション

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

注1：事業内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること
 (作成資料、配布先、配布数量など)。

注2：備考欄には、積算基礎等を記載すること。

別記様式第3号（第10の1の（1）関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人日本養鶏協会
会長 斎藤 利明 殿

所 在 地
会 社 名
代表者氏名 印

平成30年度外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業補助金
交付申請書

平成〇〇年度において、平成〇年〇月〇日付け日鶏30発第〇〇〇号で計画承認
があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので、外食産業等と連携し
た畜産物の需要拡大対策事業の実証事業実施要領（平成28年2月26日付け日鶏
27発第663号）第9の1に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

区分	補助事業に要する 経費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合計				

（注）備考欄には仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には
「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らか

でない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(記載要領)

- 1 承認された計画書の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 前記1により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「平成〇年〇月〇日付け日鶏 30 発第〇〇〇号で計画承認があつた事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成〇年〇月〇日付け日鶏 30 発第〇〇〇号で計画承認通知があつた事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること
- 3 申請の際には以下の書類を添付すること。なお、事業計画書に添付したものから変更がない場合は省略することができる。
 - (1) 定款、規約等及び収支予算書（又は収支決算書）
 - (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
 - (3) その他一般社団法人日本養鶏協会が必要とする資料

別記様式第4号（第12の1関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人日本養鶏協会

会長 斎藤 利明 殿

所 在 地
会 社 名
代 表 者 氏 名 印

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業の実施状況報告
について（平成 年度）

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業実施要領（平成28年2月26日
付け日鶏27発第663号）第12の1の規定に基づき、下記のとおり報告する。

（注）関係資料として別添を添付すること。

別記様式第4号 別添

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業実施状況報告書

1 機械の利用状況

区分		商品の製造量	
技術名	商品名	計画	実績

注：経年により商品名を変更した場合には、後継商品名を記載し、元の商品名を括弧書により記載すること。

2 生産者の飼養規模等（生産者と直接契約を締結する場合）

生産者名	
畜種	
飼養頭数（羽数）	
5年後（平成 年）の飼養計画頭数（羽数）	
地域の1戸あたりの平均飼養頭数（羽数）	
地域名	

注：契約する生産者について記載し、契約する生産者毎に上記の表を作成すること。

3 国産畜産物の利用実績

区分 年度	契約相手先 (畜産経営 体等)	契約数量		契約単価 ②	年間契約額 ①×②	備考
		計画	実績 ①			
初年度 (年度)						
2 年度 (年度)						
3 年度 (年度)						
4 年度 (年度)						
5 年度 (年度)						
6 年度 (年度)						
7 年度 (年度)						
8 年度 (年度)						
9 年度 (年度)						
10年度 (年度)						

注 1 : 初年度欄には、本事業の実施年度の翌年度の実績数値を記載すること。

注 2 : 備考欄には、契約期間を記載すること。

注 3 : 当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること。

4 事業実施の効果

区分 年度	技術名	商品名	年間製造数量 (トン)	備考
初年度 (年度)				
2年度 (年度)				
3年度 (年度)				
4年度 (年度)				
5年度 (年度)				
6年度 (年度)				
7年度 (年度)				
8年度 (年度)				
9年度 (年度)				
10年度 (年度)				

注1：初年度欄には、事業実施年度の翌年度の実績数値を記載すること。

注2：同一技術で製造商品が複数ある場合は、各商品を合わせた数量等を記載すること。

注3：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること。

別記様式第5号（第12の2関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人日本養鶏協会
会長 斎藤 利明 殿

所 在 地
会 社 名
代 表 者 氏 名 印

平成30年度外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業補助金遂行状況
報告書

平成〇〇年〇月〇日付け日鶏30発第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業の実証事業実施要領（平成28年2月26日付け日鶏27発第663号）第12の2に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		平成〇年〇月〇日までに完了したもの		平成〇年〇月〇日に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日		
	円	円	%	円			

注1：「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。

注2：「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第12の2関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人日本養鶏協会
会長 齋藤 利明 殿

所 在 地
会 社 名
代 表 者 氏 名 印

平成30年度外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業補助金概算払
請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け日鶏30発第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業の実証事業実施要領（平成28年2月26日付け日鶏27発第663号）第12の2に基づき、平成〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告	(C) 今回請求額		A-(B)+(C) 残額	事業完了予定期間 年月日	備考
			金額	出来高		平成〇〇年〇〇月〇〇日現在の出来高	金額	〇月〇日迄予定期間の出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%	
計										

注1：補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。

注2：補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

注3：「金額」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第7号 (第13関係)

番 号
年 月 日

一般社団法人日本養鶏協会
会長 齋藤 利明 殿

所 在 地
会 社 名
代 表 者 氏 名 印

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業の評価報告（平成 年度）

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業の実証事業実施要領（平成28年2月26日付け日鶏27発第663号）第13に基づき、別添のとおり報告する。

(注) 関係書類として、別添の実績評価書を添付すること。

別記様式第7号 別添

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業に関する実績評価書

外食・加工業者名	
対象品目名	
技術内容	
事業実施年度	
成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	A (計画以上の進捗) B (計画どおりの進捗) C (計画以下の進捗)
事業内容	

注：成果目標の達成状況の欄は、該当するものを円で囲むこと。

別記様式第8号(第15関係)

番 号
年 月 日

一般社団法人日本養鶏協会
会長 斎藤 利明 殿

所 在 地
会 社 名
代表者氏名 印

平成30年度外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業補助金概算払請求書

平成〇〇年〇月〇日付け日鶏30発第〇〇〇号で補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A) - ((B)+(C)) 残額		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇 日迄予 定出来 高	金額	〇月〇日迄予 定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

注1：補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。

注2：補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

注3：「金額」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第9号（第16関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人日本養鶏協会
会長 斎藤 利明 殿

所 在 地
会 社 名
代表者氏名 印

平成30年度外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業補助金実績報告書

平成〇〇年〇月〇日付け日鶏30発第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業について、当該通知の内容に従って実施したので、外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業の実証事業実施要領（平成28年2月26日付け日鶏27発第663号）第16第の1の規定に基づき、その実績を報告する。
また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を申請請求する。

記

外食等と連携した畜産物の需要拡大対策事業 ○〇〇円

(記載要領)

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には以下の書類を添付すること。
 - (1) 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し、専門員等設置費、入札業務等実施費及び賃金を支出した場合には出勤簿及び業務日誌等の写しを添付すること。
 - (2) 外部へ委託した場合で、交付申請時にその委託契約書の案を添付した場合は、委託契約書の写し
 - (3) リース方式により機械を導入した場合は、リース契約書の写し

別記様式第10号（第16の3関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人日本養鶏協会
会長 斎藤 利明 殿

所 在 地
会 社 名
代表者氏名 印

平成 30 年度外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業の仕入れに係る
消費税相当額報告書

平成〇〇年〇月〇日付け日鶏 30 発第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった
外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業について、外食産業等と連携した畜産物
の需要拡大対策事業の実証事業実施要領（平成 28 年 2 月 26 日付け日鶏 27 発第 663 号）第
16 第の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 平成〇〇年〇月〇日付け日鶏 27 発第〇〇〇号による額の 確定通知額	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3 - 2）	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、外食・加工業者等が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・外食・加工業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、外食・加工業者等が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・製造加工業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第11号（第21の2関係）

財産管理台帳

外食・加工業者名

事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名										摘要
設備等名称	事業の内容			工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況			
	設備区分	設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	設備等費	負担区分	耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日	処分の 内 容			
	合計													

- (注) 1 設備区分欄には、購入、改良、リースを記入すること。
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 4 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 5 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる

別記様式第12号 (第25の1関係)

番 号
年 月 日

一般社団法人日本養鶏協会
会長 齋藤 利明 殿

所 在 地
会 社 名
代 表 者 氏 名 印

平成30年度外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業収益状況報告書

〇〇年〇月〇日付け日鶏30発第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業に関する平成〇〇年度の収益の状況について、外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業の実証事業実施要領（平成28年2月26日付け日鶏27発第663号）第25の1に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号確定 | 円 |
| 5 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 本年度収益納付額 | 円 |

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

別記様式第13号（第26関係）

平成30年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先の特例民法法人の名称		
4. 交付実績額	千円(A)	
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費	千円	
(2) 一般管理費	千円	
(3) その他管理費		
	内 容	金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円
	合 計	千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支 出 内 容	支 出 先	金 額
		千円
		千円
		千円
合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出		
支 出 内 容	支 出 先	金 額
		千円
		千円
		千円
合 計		千円(B)
7. その他		
	内 容	金 額
		千円
		千円
		千円
合 計		千円
8. 再補助等の割合	%(B/A)	

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しない他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。